

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2017年9月号(J217)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

### 今月のトピックス

- 01 「世界のハイテク都市トップ25」番付で台北5位
- 02 知的財産局が公聴会を開き「非伝統的商標審査基準改正案」を修正
- 03 海賊版ソフトをネット販売、権利侵害市価総額は600万余新台幣ドル
- 04 芸術品販売サイトに著作権侵害で30万新台幣ドルの賠償命令判決
- 05 大高雄地区に「知的財産及びコンピュータ犯罪連携プラットフォーム」を設置

### 台湾知的財産権関連判決例

- 01 公平交易法関連  
独りモワ (RIMOWA) による模倣品の提訴で台湾企業が敗訴

## 今月のトピックス

J170811Y1

J170809Y1

### 01 「世界のハイテク都市トップ25」番付で台北5位

米国のビジネスサイト「Business Insider」は、イノベティブ・シティ (innovative city) の研究機関である2thinknowの分析に基づいて世界のハイテク都市の格付けを行った。評価の基準にはテクノロジーの進歩に関連する要因10項目が採用され、「1人当たりの特許件数」、「スタートアップ企業」、「テックベンチャー投資家数」、「その他のイノベーションデータベース番付順位」、「スマートフォン使用水準」等が含まれている。計85都市を対象とし、そこから「世界のハイテク都市トップ25 (The 25 most high-tech cities in the world)」を選抜した。それによると、1位サンフランシスコ (シリコンバレーの所在地)、2位ニューヨーク、3位ロンドン、4位ロサンゼルスに次いで、台北が5位に番付され、アジアで順位が最も高い都市となった。

2thinknowの分析によると、台北は工業デザインで大きくリードしており、長年にわたりソフトウェアよりもハードウェアの発展に力を入れてきた。華碩 (Asus)、微星 (MSI)、技嘉 (Gigabyte)、宏碁 (Acer) 等を始めとする世界最大規模のPCメーカーがここを拠点としている。さらに台北はベンチャー投資家数も多い。(2017年8月)

J170814Y2

### 02 知的財産局が公聴会を開き「非伝統的商標審査基準改正案」を修正

知的財産局の公告によると、「非伝統的商標\*審査基準改正案」について公聴会を開いて各界の意見を広く集めることを2017年7月7日に公告し、同月17日に公聴会を開いて専門家、学者及び各界のトップの意見を聴き、同月27日にはその会議記録を同局サイトに掲載したという。公聴会における各界の意見を整理、参酌した結果、当局は匂い商標について登録出願を開放するよう方針を変更するとともに、「非伝統的商標審査基準改正案」を修正して完成した。(2017年8月)

\*「非伝統的商標」には、立体商標、色の商標、音の商標、動く商標、ホログラム商標などの新しいタイプの商標が含まれる。

J170801Y2

J170801Y3

### 03 海賊版ソフトをネット販売、権利侵害市価総額は600万余新台幣ドル

海賊版ソフトが横行している。被疑者の李(女)はオークション開始価格1新台幣ドルを標榜して、マイクロソフト作業ソフト(OS)の海賊版をネットで販売し、さらにホログラムラベル(COAラベル)やライセンス証書を自ら作製して混同を企んだ。内政部警政署保安警察第二総隊刑事警察大隊偵一隊はマイクロソフト社からの通報を受けて証拠を収集した後、李を逮捕するとともに、作業ソフト「Windows10」や「Office2013」等多数の商品を押収した。その権利侵害市価総額は600万新台幣ドルを上回るものと推定される。本件は著作権法及び商標法違反で警察による処理が始まった。(2017年8月)

J170824Y3

### 04 芸術品販売サイトに著作権侵害で30万新台幣ドルの賠償命令判決

著名な芸術家である劉国松氏は2011年に全球華人芸術網有限公司(以下「全球華人」と同意書)を交わして、全球華人にその著作物の代理販売を委託した。劉氏は2016年に書簡で同意書の解約を通知したが、全球華人がその後も劉氏の著作物を使用し続けたため、損害賠償を求めて訴訟を提起した。

劉氏側は、2011年に全球華人が百大芸術家選抜の機に乗じて劉氏を騙して同意書に署名さ

せ、使用許諾を得ずに無断でその著作物を複製、改作、頒布、公衆送信したと主張した。一方、全球華人側は、同意書に「百大芸術家選抜」という文言はなく、劉氏の作品をサイトに掲載して販促活動に使用したことを劉氏は明らかに知っており、それに合わせて作品（の画像ファイル）を提供していることから、同意書の内容に同意し、かつ理解していたことは明らかであると主張した。

知的財産裁判所は以下のように認定した。同意書によると劉氏は確かに全球華人による著作物の代理販売に同意して著作権の許諾を行っており、全球華人に詐欺又は脅迫の行為があったことを証明できていないが、2016年に劉氏は書簡で同意書の解約を通知している。全球華人は内容証明郵便を受け取ってから、その著作物を使用する権利がないにもかかわらず使用し続けた。知的財産裁判所は判決において、全球華人及びその代表者に対して連帯で劉氏に30万新台幣ドルを支払うとともに、判決主文等を新聞に掲載し、さらに劉氏が所有する著作物を「全球華人芸術網（ArtLib）」サイト、「台湾百年芸術家傳記電子書」サイト、「台湾百大水墨画家」アプリから削除するよう命じた。さらに全件上訴できる。（2017年8月）

## J170815Y6

### 05 大高雄地区に「知的財産及びコンピュータ犯罪連携プラットフォーム」を設置

大高雄地区「知的財産及びコンピュータ犯罪連携プラットフォーム（原文：智慧財産暨電腦犯罪聯繫平台）」が2017年8月15日正式に設置された。

知的財産及びコンピュータ犯罪の嫌疑があるケースを発見した際に、連携プラットフォーム上ですぐに反応し、検察官が調査の主体となり警察、調査機関の指揮を指揮して必要な措置を採り、迅速に犯罪行為者を一網打尽とすると同時に、犯罪に用いられた道具や犯罪で得られた所得を押収、没収して、抑止効果を達成することが、プラットフォーム設置の目的であるという。

高雄地方裁判所検察署（以下「高雄地検署」）の周章欽検察長によると、毎年定期的に企業と座談会を開いて相互交流を図っているものの、知的財産権保護に対する力がまだ不足していると感じたため、橋頭地方裁判所検察署（以下「橋頭地検署」）の王俊力検察長とともにこの構想を考え出した。署の間に垣根をつくらぬという精神に基づいて、当プラットフォームの設置を促し、プラットフォームによる横方向の緊急通報、連携機能を通じて、大高雄地区の知的財産及びコンピュータ犯罪事件の捜査を統合し、迅速に問題を見つけ出して解決し、積極的な方法でこのような事件の捜査機能を強化して、企業や人々の権益を保障することを目指していくという。

橋頭地検署の王検察長は、同署が2016年9月1日に開設されて以来、知的財産及びコンピュータ犯罪関連事件件数が251件に上っており、企業にとって営業秘密の保護は特に重要であり、保護が不十分であると、企業発展の強みや製品の競争力に深刻な影響が及んでしまうため、連携を通じて事件の発生当初から短時間で証拠を保全し、事件処理の実績を高めて、大高雄地区の住民、企業が受けるべき権益の保障を得ることができるようになっている。

「知的財産及びコンピュータ犯罪連携プラットフォーム」は高雄地検署と橋頭地検署が交替で半年に一度定期会議を開き、各方面の意見交換を通じてチームワークを築き、専門知識を強化し、犯罪撲滅の相乗効果を発揮することを目指していく。（2017年8月）

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 公平交易法関連

#### ■ 判決分類：公平交易法

#### I 独リモワ（RIMOWA）による模倣品の提訴で台湾企業が敗訴

#### ■ ハイライト

ドイツの著名なスーツケースブランド「RIMOWA」を製造するリモワ社（RIMOWA GmbH）は1898年にドイツで設立され、1950年からは「グルーブデザイン（Groove design）」（訳註：

スーツケースの本体に平行に入った凹凸のリブ加工デザイン)を各種スーツケースに採用してきた。リモワ社は、加賀精品、聯瑩、育丞、冶亮、沅大等の台湾企業が製造・販売する「Eason」、「LEADMING」等ブランドのスーツケースには約1インチ幅の平行な長い溝を有するデザインが施されており、溝同士が腰折れ模様で区画されている点がRIMOWAの「グローブデザイン」に酷似していると判断し、知的財産裁判所に類似する模倣デザイン商品の販売中止を求めて提訴するとともに100万新台幣ドルの賠償を請求した。

それに対して佳賀精品等の企業は、リモワ社は1950年から溝模様のデザインをスーツケースに使用し始めたが、その外観は変化し続けており、さらに佳賀精品等の商品の創意は溝の幅、腰折れ模様の反射やコーナー金具等において突出しており、リモワ社の単純なグローブから逸脱するもので、混同は生じないと抗弁した。

知的財産裁判所が審理した結果、リモワ社は台湾においてグローブデザインを広告の主軸とするとともに、フラッグショップと支店を設立して、その業績は2003年の74万2850新台幣ドルから急成長を遂げ、2013年には7億1270万2400新台幣ドルに達しているほか、この「グローブデザイン」のスーツケースが著名人にも愛用されており、RIMOWAスーツケースの外観である「グローブデザイン」は商品出所を識別する機能をそなえていると認定し、加賀精品等5社に対して「グローブデザイン」に類似する各種スーツケースの販売中止、並びにリモワ社への100万新台幣ドルに上る賠償金支払いを命じる判決を下した。本件はさらに上訴できる。(2016年9月27日中国時報 B2面)

## II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】104年度民公訴字第9号

【裁判日期】2016年9月5日

【裁判事由】公平交易法侵害排除等

原告 独リモワ社 (RIMOWA GmbH)

被告 趙〇卿即ち加賀精品行

被告 聯瑩国際有限公司 (Lian Yin International Co., Ltd.)

被告 育丞国際有限公司 (Y.C. Eason International Co., Ltd.)

被告 冶亮実業有限公司 (Lead Ming Co., Ltd.)

被告 沅大国際有限公司 (Yuan Ta International Co., Ltd.)

上記当事者間における公平交易法侵害排除等事件について、当裁判所は2016年8月8日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。

主文

被告等は附表1の「グローブデザイン」と同一又は類似するものを各種スーツケースに使用してはならない。

被告等は附表1の「グローブデザイン」と同一又は類似するものを使用した各種スーツケースを、販売、輸送、輸出又は輸入してはならない。

被告等は原告に100万新台幣ドル及び2015年9月19日から支払済み日まで年5部の割合による金員を支払え。

訴訟費用は被告の連帯負担とする。

本判決第3項について、原告が34万新台幣ドルを担保として供託した後仮執行できる。

ただし被告が100万新台幣ドルを原告に担保として供託したときは、仮執行を免脱できる。

### 一 事実要約

原告は1898年ドイツで創業され、1950年にはそれが販売するすべてのスーツケースの本体に独特な「グローブデザイン」を採用し、半世紀以上にわたって変更しておらず、世界各地で販売している。台湾では15カ所の販売拠点以外に、台湾の北部、中部、南部の3箇所にフラッグショップを設置しており、多くの販売拠点の外観には「グローブデザイン」が施され、早い時期から関連の業者と消費者が熟知し、出所を識別する依拠となっており、識別性が高いスーツケースのトレードドレスを有する。原告は被告等がその営業拠点で販売するスーツケー

スとそのサイトで販売する係争侵害疑義物品を発見し、係争疑義物品の外観にはいずれも原告の「グローブデザイン」に高度に類似したトレードドレスが採用されており、他人の業務上の信用へのただ乗り、高度な盗用、他人の努力の利用により自らの商品又は役務を宣伝する行為に該当し、不正競争を構成すると判断し、公平交易法（訳註：日本の不正競争防止法や独占禁止法に相当）第 22 条第 1 項第 1 号及び第 25 条規定により訴訟を提起した。

## 二 両方当事者の請求内容

### （一）原告の主張：

1. 被告等は「グローブデザイン」と同一又は類似するものを各種スーツケースに使用してはならない。
2. 被告等は「グローブデザイン」と同一又は類似するものを使用した各種スーツケースを、販売、輸送、輸出又は輸入してはならない。
3. 被告等は原告に 100 万新台湾ドル及び本件起訴状副本送達の日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を支払え。
4. 原告は担保を供託するので、第 3 項の主張について仮執行宣言を申し立てる。

### （二）被告の主張：

1. 原告の請求及びその仮執行宣言申立を棄却する。
2. 不利な判決を受けたとき、担保を供託するので、仮執行免脱宣言を申し立てる。

## 三 本件の争点

- （一）原告が所有する付表 1 の係争「グローブデザイン」は公平交易法が保護する商品の「トレードドレス」であるのか。
- （二）被告等の企業が販売・販促又は輸入する係争侵害疑義物品は、原告が所有する付表 1 の係争「グローブデザイン」と同一又は類似するものを使用し、公平交易法第 22 条第 1 項第 1 号（改正前公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号）の商品「トレードドレス」を侵害する事情があるのか。
- （三）被告等が販促・販売又は輸入する係争侵害疑義物品には、原告が所有する付表 1 の係争「グローブデザイン」と同一又は類似するものを使用していることにより、公平交易法第 25 条（改正前公平交易法第 24 条）でいうところの取引秩序に影響するに足る欺罔又は著しく公正さを欠く行為があるのか。
- （四）原告は公平交易法第 29 条の規定により、被告等に付表 1 の係争「グローブデザイン」と同一又は類似するものを各種スーツケースに使用しないこと及び「グローブデザイン」と同一又は類似するものを使用した各種スーツケースを販売、輸送、輸出又は輸入しないことを請求できるのか。
- （五）原告は公平交易法第 30 条の規定により、被告等に 100 万新台湾ドルの損害賠償責任を連帯で負うよう請求できるのか。

## 四 判決理由の要約

- （一）原告が所有する付表 1 の係争「グローブデザイン」は公平交易法が保護する商品の「トレードドレス」であるのか。

原告のスーツケース「グローブデザイン」のトレードドレスが有する概念上の強さは高くないが、原告は当初から「グローブデザイン」をスーツケースのトレードドレスとしており、関連のスーツケースの外観にはすべて「グローブデザイン」を使用している。長期にわたり忠実にその「グローブデザイン」の概念を伝え、広告・販促やメディア報道も広く正確に「グローブデザイン」が原告のスーツケースのクラシックなトレードドレスであることを伝えている。さらに原告の売上高は大幅に成長し、ブランドイメージが関連の事業者と消費者に浸透している等の事情から、原告のスーツケースの外観にある「グローブデザイン」のトレードドレスには高度な市場における強さがあり、関連する事業者と消費者に広く認知され、原告のスーツケースと結びついている。よって原告のスーツケースの外観にある「グローブデザイン」は商品の出所を識別する機能を有し、著名なトレードドレスであると認められる。

- （二）被告等の企業が販売・販促又は輸入する係争侵害疑義物品は、原告が所有する付表 1 の係争「グローブデザイン」と同一又は類似するものを使用し、公平交易法第 22 条第 1 項第 1

号の商品「トレードドレス」を侵害する事情があるのか。

公平交易法第 22 条第 1 項第 1 号でいうところの「混同」とは、商品又は役務の出所に対する誤認又は誤信を指し、概念において商品のトレードドレスを模倣して消費者に誤認させるほか、模倣する商品と模倣された模倣品とのトレードドレス間である種の加盟、関連又は賛助の関係があると消費者に誤認させるという混同の状況を含む。さらにいわゆる混同は模倣行為で実際に混同を生じさせる必要はなく、混同を惹起する可能性があるだけでよい。

被告等の係争侵害疑義物品と原告のスーツケース「グリーブデザイン」は類似の使用であり、関連の事業者又は消費者が購入する時、外観について係争物品が原告のスーツケースであると誤認するおそれ又は両者に関連があると認識する可能性があり、さらに双方の商品には同質性があり、価格も完全に区別できず、関連の事業者又は消費者も販売ルートにより双方のスーツケースの出所を判別することが容易ではないため、被告等が販売、販促又は輸入する係争物品と原告のスーツケースには誤認混同のおそれがあると認めることができる。よって被告等が販売・販促又は輸入する係争侵害疑義物品は、原告が所有する付表 1 の係争「グリーブデザイン」に類似しており、公平交易法第 22 条第 1 項第 1 号の「その他商品に表示されるトレードドレスを同一の商品において同一又は類似的に使用することにより、他人の商品との混同ををもたらすこと、又は当該トレードドレスを使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入すること」で原告の係争「グリーブデザイン」トレードドレスを侵害する事情を有する。

(三) 被告等が販促・販売又は輸入する係争侵害疑義物品には、原告が所有する付表 1 の係争「グリーブデザイン」と同一又は類似するものを使用していることにより、公平交易法第 25 条でいうところの取引秩序に影響するに足る欺罔又は著しく公正さを欠く行為があるのか。

公平交易法第 25 条に「本法に別段の規定がある場合を除き、事業者はその他取引秩序に影響するに足る欺罔又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない」と規定されている。成立要件は 2 つあり、つまり(1)欺罔又は著しく公正さを欠く行為、(2)取引秩序に影響するに足ること、である。いわゆる「欺罔又は著しく公正さを欠く」とは、欺罔又は著しく公正さを欠く方法で競争又は商業取引に従事して、他人の努力の成果を搾取することをいい、他人の業務上の信用へのただ乗り、高度な盗用又は他人の努力の利用により自らの商品又は役務を宣伝する行為が含まれる。

原告のブランドイメージは関連の事業者及び消費者に浸透しており、原告のスーツケースの外観にある「グリーブデザイン」のトレードドレスは高い市場における強さを有し、関連の事業者、消費者に広く認知され、原告のスーツケースとのつながりを有し、スーツケース業界にとって原告の「グリーブデザイン」は主にスーツケースの外観に使用される標識となっているため、被告等が販売・販促又は輸入する係争侵害疑義物品は高度な盗用と係争「グリーブデザイン」へのただ乗りがあると推認できる。被告等が販促・販売又は輸入する係争侵害疑義物品は、スーツケースに原告の所有する付表 1 の係争「グリーブデザイン」と同一又は類似するものが使用されていることにより、現行公平交易法第 25 条の取引秩序に影響するに足る欺罔又は著しく公正さを欠く行為があるとする原告の主張には理由がある。

(四) 原告は公平交易法第 29 条の規定により、被告等に付表 1 の係争「グリーブデザイン」と同一又は類似するものを各種スーツケースに使用しないこと及び「グリーブデザイン」と同一又は類似するものを使用した各種スーツケースを、販売、輸送、輸出又は輸入しないことを請求できるのか。

被告等が販売・販促又は輸入する係争侵害疑義物品は原告が所有する係争「グリーブデザイン」に類似しており、公平交易法第 22 条第 1 項第 1 号に定められる原告係争「グリーブデザイン」トレードドレスを侵害しており、公平交易法第 25 条の取引秩序に影響するに足る欺罔又は著しく公正さを欠く行為を構成している。よって原告が公平交易法第 29 条規定により、被告等に付表 1 の係争「グリーブデザイン」と同一又は類似するものを各種スーツケースに使用しないこと及び「グリーブデザイン」と同一又は類似するものを使用した各種スーツケースを、販売、輸送、輸出又は輸入しないことを請求することには理由があり、許可すべきである。

(五) 原告は公平交易法第 30 条の規定により、被告等に 100 万新台湾ドルの損害賠償責任を

連帯で負うよう請求できるのか。

本件被告等が係争「グリーブデザイン」の識別性を毀損し侵害する行為は、係争「グリーブデザイン」に対する高度な盗用とただ乗りで係争「グリーブデザイン」のトレードドレスを侵害するものであり、「商標権」の侵害に相当すると認めるべきである。よって原告が商標法第71条第1項第3号に規定される「押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の1500倍以下の金額を損害額とする。ただし、押収した商品が1500点を超えるときは、その総額で賠償金額を定める」を類推・適用して損害賠償額を計算し（当裁判所ファイル第315頁）請求したことには理由がある。原告が係争侵害疑義物品一、二の販売単価が1500新台幣ドルであることは、被告が争わない事実であることから、原告が被告等が100万新台幣ドルを連帯で賠償するよう請求していることについては、押収した被告等の「グリーブデザイン」トレードドレス侵害疑義物品の販売単価の666.67倍に相当し、商標法第71条第1項第3号に規定される押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の1500倍以下の金額より低いため、理由があり、許可すべきである。

本件原告の訴えには理由があるため、智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）第1条、民事訴訟法第78条、第85条第2項、第390条第2項、第392条第2項により、主文のとおり判決する。

2016年9月5日  
知的財産裁判所第三法廷  
裁判官 范智達

TIPLO  
Attorneys-at-Law

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所  
© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.